

命 令 書

再審査申立人 学校法人倉田学園

再審査被申立人 香川県大手前高等（中）学校教職員組合

主 文

本件再審査申立てを棄却する。

理 由

第1 事案の概要

1 香川県大手前高松高等（中）学校教職員組合（以下「組合」という。）は、組合が昭和60年9月12日及び同月20日に配布した組合ニュースを学校法人倉田学園（以下「学園」という。）が回収し、同ニュースを配布した組合の執行委員長X1（以下「X1委員長」という。）に対して出勤停止処分、その他の組合員に対して減給処分、厳告処分又は昇給停止を行ったことが不当労働行為であるとして、同61年9月19日に香川県地方労働委員会（以下「香川地労委」という。）に救済申立てを行った。

また、組合は、組合が同62年2月19日、3月5日及び同月19日に配布した組合ニュースを学園が回収し、同ニュースを配布したX1委員長に対して出勤停止処分を行ったことが不当労働行為であるとして、同63年3月19日に香川地労委に救済申立てを行った。

2 香川地労委は、平成2年6月26日に学園による上記1の行為は労働組合法第7条第1号及び第3号に該当する不当労働行為であるとして、①組合ニュースの配布等を理由とする出勤停止処分等の撤回及びバックペイ、②組合員に対する昭和61年の昇給実施とバックペイ、③組合ニュースを回収する等の組合の運営に対する支配介入の禁止、④文書手交を命じた。

学園は、これを不服として、平成2年7月6日再審査を申し立てた。

第2 当委員会の認定した事実

1 当事者

(1) 学園は、肩書地に所在し、同地に香川県大手前高等学校及び香川県大手前中学校を、香川県高松市室新町1166番地に香川県大手前高松高等学校及び香川県大手前高松中学校（以下これら高松市所在の2校を総称して「高松校」という。）をそれぞれ設置し、教育の事業を行っており、初審審問終結時（平成2年2月23日）の職員数は、144名（うち、高松校68名）である。

(2) 組合は、昭和52年9月10日高松校に勤務する職員をもって結成された労働組合であり初審審問終結時における組合員数は19名である。

2 組合結成以降の労使関係の推移

- (1) X 1 委員長ら組合の執行部役員 7 名は、昭和52年 9 月12日学園の当時の理事長 Y 1 に対し、組合結成の通告を行った。その際、同理事長は、「私はそんなものは認めん。」「組合ができた以上は、組合と学校は敵、味方だ。信頼関係なんかどうだかね。」等と発言した。
- (2) 組合は、組合ニュースの配布を理由として学園が警告書を交付したこと等が不当労働行為であるとして、昭和53年 8 月17日香川地労委に救済申立てを行った（昭和53年（不）第 2 号事件）。

同地労委は、同58年12月28日学園による上記行為は不当労働行為であるとして、学園に対しビラ配布を理由とした警告書の撤回等を命じた。

学園は、これを不服として再審査申立てを行ったが、当委員会は、平成 5 年 6 月25日ビラ配布を理由とする警告書の撤回の点について、これを維持する命令を交付した。

学園は、東京地方裁判所に上記当委員会の命令の取消を求める行政訴訟を提起したが、同地裁は、平成 9 年 2 月27日学園の請求を棄却した。

さらに学園は、これを不服として、平成 9 年 3 月11日東京高等裁判所に控訴した。

上記事件以降も、香川地労委に対し、組合ニュースの配布をめぐる同一当事者の不当労働行為事件は本件を含めて 6 件に達し、同地労委は、それらについていずれも不当労働行為を認めて救済命令を発している。学園は、これを不服として再審査申立てを行ったが、当委員会は、本件を除き、初審命令を実質的に維持する命令を発している。

- (3) 組合結成からまもなく学園と組合は不当労働行為問題等をめぐり対立状態に陥ったが、本件申立て以後も学園と組合は厳しい対立関係が続き、現在、当委員会に係属している不当労働行為事件は本件以外に 6 件に達している。

3 本件組合ニュースの配布等について

- (1) X 1 委員長は、昭和60年 9 月12日学園の労務担当である Y 2 教頭（以下「Y 2 教頭」という。）に対し、学園が組合の配布した組合ニュースを回収してはならないこと等を内容とする同年 7 月11日交付の香川地労委の命令（昭和57年（不）第 7 号、同58年（不）第 2 号及び同第 3 号事件）を遵守するよう申し入れた後、午前 8 時15分頃から 5 分ないし10分間ぐらい、職員室の職員の机の上に組合ニュース No. 502 を白紙の裏面が外側になるように 2 つ折りにして40枚余りを配布した。同組合ニュースは、人事院勧告における教育公務員の給与等の処遇等が記載されていた。Y 2 教頭は「やめなさい。」等と発言して配布を制止するとともに、X 1 委員長が配布した同組合ニュースをその直後に相当数回収した。なお、当時 Y 2 教頭は、高松校校長 Y 3（以下「Y 3 校長」という。）から組合の配布した組合ニュースを回収するよう命令を受けていた。

この間、組合員 X 2（以下「X 2」という。）、同 X 3（以下「X 3」

という。)、同X4(以下「X4」という。)、同X5(以下「X5」という。))及びX6(以下「X6」という。))はY2教頭に対して、「地労委の命令が出ておるのに配ってもいいではないか。」「命令が出ておるのに配ってなぜ悪い。」等と発言して抗議し、組合員X7(以下「X7」という。)、同X8(以下「X8」という。))は、この状況を写真撮影していた。

これに対して、Y2教頭は、カメラを持つX7及びX8に「構えてみい。」と言ひ、自らも写真撮影するとともに、「黙れ。」「やめろ。」等と発言して組合員の言動を制止したが、組合員の発言等は止まず、職員室内は、午前8時30分の始業時のベルが鳴ったことにより静かになった。

- (2) X1委員長は、同月20日Y2教頭に組合ニュースを配布するので妨害しないよう申し入れた後、午前8時15分ごろから5分ないし10分間ぐらい、職員室の職員の机上に組合ニュースNo.503を自紙の裏面が外側になるように2つ折りにして40枚余りを配布した。同組合ニュースには、高松校の行事である長距離歩行に関して組合が学園に対して、翌授業日1日を振替休日とするよう申し入れたことが記載されていた。Y2教頭は「やめなさい。」等と発言して配布を制止するとともに配布された同組合ニュースを相当枚数回収し、組合はX3らが抗議し、X2、X5が写真撮影した。

これに対して、Y2教頭は、カメラを持つX2及びX5に対し「撮ってみい。」と言ひ、自らも写真撮影するとともに、上記(1)と同様に、組合員の言動を制止した。

なお、このとき職員室に入室してきたY3校長に対し、X1委員長は、Y2教頭の回収行為を止めさせ回収した組合ニュースを組合に返すよう申し入れたが、同校長は、取り合わなかった。

- (3) X1委員長は、同62年2月19日Y2教頭に対し、学園が組合の配布した組合ニュースを回収してはならないこと等を内容とする同年1月21日交付の香川地労委の命令(昭和60年(不)第2号事件)を遵守するよう申し入れた後、午前8時15分ごろから約5分間、組合ニュースNo.515を白紙の裏面が外側になるように2つ折りにして、職員室の職員の机上に40枚余りを配布した。同組合ニュースには、上記香川地労委の救済命令の内容等が記載されていた。Y2教頭は、自席からこの配布の状況を写真撮影し、職員朝礼終了後の午前8時35分ごろ机の上に置かれていた同組合ニュースを回収した。
- (4) X1委員長は、同年3月5日午前8時15分ごろから約5分間、組合ニュースNo.516を、2月19日と同様の配布方法で配布した。同組合ニュースには、組合の春闘要求項目等が記載されていた。Y2教頭は、自席からその状況を写真撮影し、始業時刻後、同組合ニュースを回収した。
- (5) X1委員長は、同年3月19日午前8時15分ごろから約5分間、組合ニュースNo.517を、2月19日と同様の配布方法で配布した。同組合ニュースには、「開かれた私学づくりへ」等を見出しに、他の私立学校の教育現

場の紹介等が記載されていた。Y 2 教頭は、このとき職員室におらず、組合ニュースNo. 517は回収されなかった。

4 本件組合ニュースの配布等に対する処分について

- (1) 学園は、昭和60年9月21日上記3の(1)の組合員らの行為に関し、X 1 委員長に対して別紙1記載の処分理由により9月21日を出勤停止とする9月20日付け出勤停止処分通告書を交付し、同年9月分の給与から2,570円を減じて支給した。さらに、学園は、別紙1記載の②ないし⑧の被処分者に対してそれぞれ別紙1記載の処分及び処分理由による同月20日付け処分通告書（以下、これら9月20日付けの処分を「9月20日付け処分」という。）を交付した。学園は、別紙1記載の②ないし④の被処分者に対し、同年9月分の給与からそれぞれ別紙1記載の額を減じて支給した。
- (2) 学園は、同年10月3日上記3の(2)の組合員らの行為に関し、X 1 委員長に対して別紙2記載の処分理由により同月5日を出勤停止とする10月4日付け出勤停止処分通告書を交付し、同年10月分の給与から2,570円を減じて支給した。また、同月4日学園は、別紙2記載の②ないし⑦の被処分者に対してそれぞれ別紙2記載の処分及び処分理由による同日付け処分通告書（以下、これら10月4日付け処分を「10月4日付け処分」という。）を交付した。学園は、別紙2記載の②ないし⑦の被処分者に対し、同年10月分の給与からそれぞれ別紙2記載の額を減じて支給した。
- (3) X 6 及び X 4 は、同月4日昼の休憩時間にそれぞれ自席の机の上に置かれていた減給処分通告書に記載されている事由が事実と反するとして、直ちにY 2 教頭に抗議した。その後、組合は、学園に対して、X 6 及び X 4 についての10月4日付け処分は処分理由が事実と反するとして抗議するとともに、9月20日付け処分及び10月4日付け処分についての団体交渉開催を文書で申し入れたが、学園は、これに応じていない。
- (4) 学園は、昭和61年定期昇給において、上記(1)及び(2)の処分をしたことに基づき、X 5、X 8、X 4 については1か月、X 2 については2か月、X 6 については11か月、それぞれ昇給を停止した。
- (5) 学園は、昭和62年3月20日X 1 委員長に対して、同年2月19日、3月5日及び同月19日の組合ニュース配布を理由として就業規則第14条第12号及び第69条第7号に基づき同月23日から同月31日まで出勤停止にする旨の処分通告書を交付し、同年3月分給与から25,616円を減じて支給した。

5 組合ニュースの配布に対する学園の方針

Y 3 校長は、組合ニュースの配布について、本件初審の第15回審問（平成元年9月8日）において「職員室で、なぜ、組合ニュースの配布を認めないかという根本的な疑問があり、配布について許す必要はない。」と述べた。さらに、本件再審査の第1回審問（平成5年2月23日）において、学園側の方針は組合結成以来ずっと許可しないという方針である旨述べた。

6 就業規則等

高松校の就業規則中、関係部分は別紙3のとおりである。

第3 当委員会の判断

1 組合の救済申立資格について

(1) 学園は、次のとおり主張する。

組合はその規約において、中間管理職である主任、主事等の使用者の利益を代表する者に対して組合員資格を認め、現実にもそのような者を組合に加入させているので、組合は労働組合法第2条ただし書第1号に該当する。

したがって、組合は、救済の申立資格を欠くものであるから本件救済申立ては却下されるべきである。

(2) そこで、この点について判断する。

学園が中間管理職と主張する主任、主事等が、その職務内容からみて、雇入れ、解雇、昇進若しくは異動に関して直接の権限を持つ監督的地位にある労働者又は使用者の労働関係についての計画と方針とに関する機密の事項に接する監督的地位にある労働者その他学園の利益を代表する者であるとは認められないから、上記学園の主張は採用できない。

2 本件組合ニュースの配布を理由とする出勤停止処分について

(1) 学園は、次のとおり主張する。

労働組合又は組合員が使用者の許可なく学園施設を利用して組合活動を行うことは、特段の事情がある場合を除いては、当該施設を管理利用する使用者の権限を侵し、学園の秩序を乱すものであって、正当な組合活動としては許されない。

本件組合ニュースの配布は、就業規則で許可なく業務外の印刷物を配布することが禁止されているにもかかわらず、組合が無許可で学園施設内で配布したのであるから、学園が、X1委員長に対し、出勤停止処分を行ったことは不当労働行為には該当しない。

また、職員室での本件組合ニュースの配布は、①始業開始前といえども組合ニュースを生徒の目に触れさせ、悪影響を及ぼすことになり、教育上はなほだしく好ましくないこと、②職員朝礼時に他の職員の注意を散漫にさせること、③組合ニュースが散乱して、職場環境が保てないことから、教育上及び業務上の支障があり、正当な組合活動の範囲を逸脱している。

(2) そこで、この点について判断する。

組合が、組合ニュースの配布により、その活動状況を組合員等に周知させることは、組合活動上極めて重要である。組合は、前記第2の3認定のとおり、本件組合ニュースの配布を通じて、労働組合としての情報活動を行う必要性は高かったが、前記第2の2及び同5認定のとおり、学園が組合結成当初から学園施設内での組合ニュース配布に対して極めて厳しい否定的態度を取っていたため、許可申請することなく、本件組

合ニュースを配布したものと認められる。

組合が、学園の許可を得ることなく本件組合ニュースを配布したことは、形式的には高松校就業規則第14条第12号に違反するよう見受けられる。

しかしながら、本件組合ニュースには、前記第2の3認定のとおり、教育公務員の給与等の処遇、学校行事に関して学園に対して振替休日を申し入れたこと、香川地労委の救済命令の内容、組合の春闘要求項目等に関する記事が記載されており、これらはいずれも労働組合としての日頃の活動状況及びこれに関連する事項であって、労働組合として必要な情報宣伝活動であり、違法不当な行為をあり又はそのかす等の内容を含むものではない。

また、本件組合ニュースの配布の態様をみると同3認定のとおり、いずれも始業前に配布時間は約5分ないし10分間、職員室の机の上に白紙の裏面が表側になるように2つ折りにして配布する方法により行われ、配布枚数は40枚余りであることが認められ、組合ニュースが生徒の目に触れる可能性は一般的に少ないと考えられる。

これら本件組合ニュースの記載内容及び配布の態様を併せ考えると、本件組合ニュースの配布は、生徒に対する教育的配慮に欠けることとなるおそれがなく、また、他の職員の能率を低下させたり、職場環境の維持に支障をもたらすものと認められず、正当な組合活動の範囲内の活動であって、学園の職場規律の維持及び生徒に対する教育的配慮を目的とした学園の就業規則には、実質的に違反するものではないといえることができる。

しかし、学園が本件組合ニュースの配布を理由として、X1委員長に対し、出勤停止処分を行い、同処分に基づき給与を減じて支給しているのは、合理的根拠を欠くものといわざるを得ない。これに加え、前記第2の2認定のとおり、組合の結成以来、学園は組合の存在を嫌悪していること及び学園の不当労働行為等をめぐり長年にわたり学園と組合が厳しい対立関係を続けていることに照らして考えると、本件組合ニュースの配布を理由とする出勤停止処分は、学園が就業規則違反を口実として行った不利益取扱いであるとともに、組合の運営に対する支配介入であると判断するのが相当である。これを労働組合法第7条第1号及び第3号に該当する不当労働行為であるとした初審判断は維持されるべきである。

- 3 Y2教頭補佐による本件組合ニュースの配布に対する支配介入について
(1) 学園は、次のとおり主張する。

本件組合ニュースの配布は、正当な組合活動とはいえず、いずれも就業規則に違反してなされたものであるから、本件組合ニュースを回収したY2教頭の行為は不当労働行為とはならない。

- (2) そこで、この点について判断する。

本件組合ニュースの配布が正当な組合活動であることは、上記2で判断したとおりである。

Y2教頭の行為は、前記第2の3の(1)、(2)、(3)及び(4)認定のとおり、学園の命令を受けて労務担当として組合の正当な組合活動として行われる情報宣伝活動を抑制するためになされたものであって、これを労働組合法第7条第3号に該当する不当労働行為であるとした初審判断は相当である。

4 本件組合ニュース配布時における組合員の言動を理由とする処分について

(1) 学園は、次のとおり主張する。

組合が行った無許可の組合ニュースの配布は、職員室内の秩序を乱し、就業規則の条項に違反するのは、明白である。

Y2教頭は、この無許可配布を制止したものであり、組合員は、Y2教頭に対しで「邪魔をするな。」「それでも教師か。」等の発言を行っており、これらの発言は中傷的発言といえる。また、Y2教頭を写真撮影する行為は、正当なる業務に対する妨害である。

したがって、組合員を処分したことは不当労働行為とはならない。

(2) そこで、この点について判断する。

昭和60年9月12日及び同月20日の本件組合ニュースの配布時において、組合員らの言動により、始業時刻前の職員室内が一時平常時の静けさを欠いたことは否めない。しかしながら、処分の対象になった組合員らの言動は、同年7月11日に学園に交付された香川地労委の命令に学園が従わず、Y2教頭が本件組合ニュースの配布を不当に制止し回収したためになされたものであり、しかもこれらの言動はいずれも僅か15分程度で終息している。そして、前記第2の3の(1)及び(2)認定のとおり、X2、X3、X4、X5及びX6の発言の中にY2教頭に対する中傷的発言であると認められるものはなく、他にこれを認めるに足る学園の疎明もない。また、X7、X8、X2及びX5がY2教頭を写真撮影した行為は、Y2教頭の不当な上記制止、回収行為について証拠保全のために行われたものと認められるのみならず、それが業務の妨害であるとする点についても、Y2教頭の業務にどのような支障をもたらしたのか学園からは何らの疎明はなく、その他にも処分するに足りるほどの組合員の行為は認められない。

これに対し、学園が本件組合ニュース配布時における組合員の言動を理由として、X2、X6、X3、X4、X8及びX5に対し減給処分並びにX5、X4、X7及びX8に対し厳告処分を行い、同処分によりX5、X8、X4、X2及びX6の定期昇給を1か月ないし11か月停止したことは、合理的根拠を欠くものといわなければならない。これに加えて、前記第2の2認定のとおり、組合の結成以来、学園は組合の存在を嫌悪していること及び学園の不当労働行為等をめぐり長年にわたり学園と組

合が厳しい対立関係を続けていることに照らして考えると、本件組合ニュース配布時における組合員の言動を理由とする減給処分及び厳告処分は、学園が就業規則違反を口実として行った不利益取扱いであると判断するのが相当である。これを労働組合法第7条第1号に該当する不当労働行為であるとした初審判断は維持されるべきである。

以上のおりであるので、再審査申立てには理由がない。

よって、労働組合法第25条及び同第27条並びに労働委員会規則第55条の規定に基づき、主文のとおり命令する。

平成10年7月1日

中央労働委員会

会長 山口 俊夫 ㊟

「別紙 略」